

2024年4月11日

各位

会社名 株式会社PR TIMES
代表者名 代表取締役社長 山口 拓己
(コード: 3922 東証プライム)
問合せ先 取締役 PR・HR 本部長 三島 映拓
(TEL. 03 - 5770 - 7888)

第19回定時株主総会の開催及び付議議案の決定に関するお知らせ

当社は、本日開催されました取締役会において、下記のとおり、第19回定時株主総会（以下「本総会」）の開催及び付議議案について決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 開催日時及び場所

(1) 日時

2024年5月29日（水曜日） 午前10時（受付開始午前9時30分）

(2) 場所

東京都港区赤坂一丁目11番44号 赤坂インターシティ8階
株式会社PR TIMES 本社オフィス内（ハイブリッド出席型バーチャル株主総会）

2. 付議議案

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役4名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役選任の件
- 第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬改定の件

3. 付議議案の概要

(1) 第1号議案 定款一部変更の件

本日開示した「定款一部変更に関するお知らせ」をご参照ください。

(2) 第2号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

氏名	現在の地位	新任/重任
山口 拓己	代表取締役社長	重任
三島 映拓	取締役 PR・HR 本部長	重任
鈴木 啓太	取締役（社外）	重任
小澤 浩子	取締役（社外）	重任

(3) 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

現在、監査役は3名選任されており、1名でも欠けた場合には法令に定める監査役の員数を欠くこととなります。その場合に備え、あらかじめ補欠の監査役1名の選任をお願いするものがあります。

また、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)
ひらばやし けんご 平林 健吾 (1978年2月15日生)	2003年4月 司法研修所入所 2004年10月 弁護士登録(第一東京弁護士会) 2004年10月 Paul Hastings LLP 入所 2009年11月 ネイバージャパン(株)入社 2013年6月 シティライツ法律事務所入所パートナー就任(現在) 2017年3月 スマートニュース(株)入社 2017年8月 アソビモ(株)社外取締役就任 2019年2月 スローニュース(株)取締役就任 2020年8月 オープンワーク(株)社外監査役就任(現在)

- (注) 1. 平林氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 平林氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 平林氏が監査役に就任した場合には、東京証券取引所の規定に基づく独立役員として届け出る予定であります。
4. 当社が、補欠監査役の間中に平林氏に対し支払う待機手当と監査役報酬の総額は、監査役の報酬限度額(年額20百万円)の範囲内とします。

(4) 第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬改定の件

ア 改定の理由

当社は、2021年5月26日開催の第16回定時株主総会の第3号議案「取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件」をご承認いただいたうえで譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)を導入しております(以下、当該定時株主総会における同議案に係る決議を「本件決議」といいます。)

このたび、当社の各取締役が退任又は退職時まで譲渡制限株式を保有することにより、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、当初決議の内容を以下のとおり一部改定し、譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬の総額及び本制度により発行又は処分される当社普通株式の総数の上限を変更することと致しました。

当社は、2021年4月13日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の決定方法を定めておりますが、本制度の改定が原案どおり承認可決された場合における方針としても引き続き相当であると考えられることから、当該方針を変更することは予定しておりません。本改定は、当該方針に沿う内容の取締役の個人別の報酬等を付与するために必要かつ合理的な内容と

なっており、また、本改定における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社普通株式の総数その他本改定にかかる議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式報酬の付与の条件は、上記の目的、当社の現況その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

イ 改定の内容

本件決議において、本制度に基づく譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年間 20 百万円（うち社外取締役 4 百万円）以内、当社が取締役に対して割り当てる譲渡制限株式の総数を年 10,000 株以内（うち社外取締役年 2,000 株）、とすることをご承認いただいております。

今回、本制度に基づく譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額 120 百万円（うち社外取締役 24 百万円）以内、当社が取締役に対して割り当てる譲渡制限株式の総数を年 65,000 株以内（うち社外取締役年 13,000 株）以内と改定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整します。

なお、以上の改定点を除き、本件決議の内容に変更はございません。

4. その他

当社は本総会の招集に際して、電子提供措置をとったうえで、「第 19 回定時株主総会招集ご通知」を、5月7日（火）に当社コーポレートサイト等に掲載いたします。

以上